

平成21年9月28日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

新商品「中央三井の高齢者向けリフォームローン(元本一括返済型)」の取扱開始について

中央三井信託銀行株式会社(社長 田辺和夫)は、住宅ローンなどのお借入れが困難である高齢者の方にご利用いただける新商品「中央三井の高齢者向けリフォームローン(元本一括返済型)」を開発し、平成21年10月1日より全支店・出張所にて取扱いを開始いたします。

「中央三井の高齢者向けリフォームローン(元本一括返済型)」は、独立行政法人住宅金融支援機構が行なう住宅融資保険事業のうち、特定個人ローン保険(高齢者一括返済改良等融資型)の付保を要件とした日本初の商品です。

特徴としては、ご自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事等において、ご自宅を担保に融資金を受け取り、お利息のみ毎月お支払いしていただき、元本は、お亡くなりになった時にご自宅を売却して一括返済していただくローンです。

当社は、他行に先駆けて、高齢者に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」の取扱いを始め、多くのお客様にご好評をいただいております。今後も、お客様の多様なニーズにお応えした商品・サービスを提供してまいります。

【商品概要】

・お借入れいただける方	・お申込時およびお借入れ時の年齢が満60歳以上83歳以下の方 ・自己所有宅に自ら居住している方
・ご資金の用途	自己所有宅のリフォーム※資金 ※ 増築、改築(全部改築を含む)、模様替え、および修繕のことをいいます。
・お借入れ金額	100万円以上1,500万円以下(10万円単位)とし、下記①～②のうち何れか低い金額までとなります。 ①リフォーム工事費の100% ②担保評価額(当社所定の方法による評価)の50%
・お借入れ期限日	原則、お借入れ人がお亡くなりになった日
・ご返済方法	お利息は毎月のお支払い、元本はお借入れ期限日の一括返済となります。
・担保	担保物件に当社を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。
・受付開始予定日	平成21年10月1日

以上